

高知県・高知市感染症予防計画(案)に対する意見

- 1 意見公募期間 令和6年1月15日(月)から令和6年2月13日(火)まで
- 2 意見の数 3名から6件(県あて:2名から2件、市あて:1名から4件)
- 3 意見の内容と意見に対する県・市の対応

	該当頁	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
1	なし	計画(案)には、感染症の「後遺症」に関する記述がなく、また現在も新型コロナウイルス感染症による後遺症が重症化・長期化している患者に対応できる医療機関がない現状を踏まえ、想定される全ての状況に対応できる計画を検討されたい。	本計画(案)は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)(以下「感染症法」という。)に定められており、国が定める「感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針」(以下、「基本指針」という。)に基づき作成を行っています。感染症法は、感染症の発生・まん延を防止することを主眼にしていますので、「後遺症」については記載がありません。そのため、本計画(案)にも「後遺症」に関する直接的な記載はありません。「後遺症」はどのような症状が出るかで対応が異なり、事前に全ての状況に対応できる体制構築はそぐわないこと、新興感染症発生、まん延時に迅速対応できるよう努めてまいります。
2	P.6	自治体の果たすべき役割について本県の特性に配慮とあるが、どのような特性があるか。	本県の特性とは、総人口に占める高齢者の割合が多いこと、中央医療圏に医療機関が集中していることなどが挙げられます。特に、過疎地に暮らす地域住民の健康管理や医療及び医療従事者の確保は大きな課題と捉えています。
3	P.8	予防接種についてワクチンに関する正しい知識の普及を進めるとあるが、ワクチンの副反応や後遺症についての情報はどのように提供していくのか、接種を推進するだけでなく、安全性についての情報も提供していくことが大切だと考えるが、どのように取り組むか。	ワクチンの接種については、予防接種法に基づきその勧奨や予防接種を受ける努力義務が定められているところです。また、予防接種による健康被害の迅速な救済を図ることを目的としています。予防接種を受けたことによるものと疑われる症状があった場合には都道府県を通じて厚生労働大臣に報告することとなっております。ワクチンの副反応や健康障害につきましては厚生労働省を通じて提供される情報を適宜更新しておりますが、ご指摘のとおり情報提供は大切と考えておりますので、今後も分かりやすい情報提供に努めてまいります。

4	P. 27	<p>「民間移送機関や民間救急等への業務委託等の体制をあらかじめ検討する」と記載があるが、県内の離島対応も含めて検討されているか。</p>	<p>離島からの移送手段を含めて検討を進めます。</p>
5	P. 31	<p>人権の尊重に関する事項について 高知県感染症対策連携協議会では、患者の人権に考慮して議論するとある 現在の委員には患者の声を代弁できるメンバーがいない 患者会の人や弁護士などを入れてはどうか 現在の構成委員は19名、そのうち医療関係者が18名、1名が消防関係者 新型コロナでは高齢者施設などの福祉施設でクラスターがおこり亡くなる入所者も大勢いた。委員に福祉関係、高齢者や障がい者の代表も入れてはどうか。25名の定員であり、可能と考える。もっと幅広く委員を選考することを提案したい。</p>	<p>高知県感染症対策連携協議会は、感染症の発生の予防及びまん延防止のための施策の実施にあたっての連携協力体制の整備を図ることを目的に、高知県感染症対策連携協議会設置要綱に基づき都道府県、保健所を設置する市又は特別区、感染症指定医療機関、診療に関する学識経験者の団体及び消防機関、その他の関係機関により構成されています。また協議事項により、専門委員として高齢者施設等の関係団体、介護・障害者福祉サービス事業者等の関係団体等も委員として参加いただいております。</p>
6	P. 35	<p>緊急時の対応について 自治体における指示命令系統がわかりづらい 危機管理部と保健福祉部、感染症連携協議会など迅速に対応するために組織間の連携が大切。特に知事のリーダーシップのもとしっかりとした対策が必要。見解を示されたい。</p>	<p>本計画においては、新興感染症の発生早期から、必要に応じて、健康政策部内に保健医療調整本部（仮称）を設置できるよう、平時から計画的に、外部人材の活用や委託等を含めて、体制を検討していくこと、また、感染規模等を鑑み必要に応じて、高知県危機管理指針に基づく体制へ移行することも併せて検討することを記載しています。</p>